

協議第23号

委託事務の管理、執行、関係条例等の改廃について

次の調整結果について協議を求める。

令和4年5月9日提出

上尾市・伊奈町消防広域化協議会
会長 畠山 稔

調整結果	<ol style="list-style-type: none">1 消防に関する委託事務の管理及び執行については、上尾市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。2 上尾市は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ、当該条例等の案を伊奈町に通知しなければならないものとする。3 上尾市は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃した場合においては、直ちに、当該条例等を伊奈町に通知しなければならないものとする。4 伊奈町は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに当該条例等を公表しなければならないものとする。
------	--

(説明)

上尾市長から伊奈町長への当該条例等の改廃による通知があったときの公表の方法は、伊奈町の規定によるものとする。

協議結果	調整結果のとおり、承認する。
------	----------------